

大分県衛生管理者研修交流会御中

テーマ「石綿含有建築物等の事前調査
及び解体・改修作業の現状について」

発表者：株式会社日栄 代表取締役 河上 徹治

令和4年11月21日（月）

1：石綿とは

石綿、アスベストとも称され、天然に産出する繊維状の鉱物であり、60年代の高度成長期に海外から輸入され建材など工業製品に多く使用されてきた。石綿は、摩耗性・断熱性・耐薬品性・絶縁性に優れ安価であったことから多岐製品に使用され我が国の発展に重要な役割を果たした。



国内では1956年（昭和31年）に販売を開始した。石綿を取り扱う労働者の健康障害が指摘され、労働安全衛生法（安衛法）に基づく特定化学物質障害予防規則の改正により1975年（昭和50年）に石綿を5重量%を超えて含有する吹付け材は禁止された。（現在は0.1重量% H18年以降）

2. 石綿の定義

石綿の定義 厚生労働省通達（基発第0811002号）

「石綿」とは、自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の一部の総称で、以下の**6種類**がある。

①アクチノライト ②アモサイト（茶） ③アンソフィライト ④クリソタイル（白） ⑤クロンドライト（青） ⑥トレモライト

石綿の定義 労働安全衛生法施行令（第6条第23号）







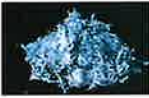


石綿若しくは石綿をその**重量の0.1%**を超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）石綿障害予防規則において、「石綿等」とは、施行令第6条第23号に規定する石綿等をいう。

3. 石綿の種類

	分類	名称	備考
石綿	蛇紋石系	クリソタイル（白石綿）	ほとんどすべての石綿製品の原料として使用されてきた。世界で使われた石綿の 9割以上 を占める。
		アモサイト（茶石綿）	吹付け石綿として使用されていた。ほかの用途としては、青石綿は石綿セメント高圧管、茶石綿は各種保温材、断熱材、耐火被覆材に使われてきた。
		クロンドライト（青石綿）	
	角閃石系	アンソフィライト	他の石綿やタルク（滑石）などの不純物として含まれる。
		トレモライト	これら3種類の石綿は、建築材料等にはほとんど使用されていない（ただし、トレモライト石綿は稀に吹付け材や不定形保温材に見つかることがある）。
		アクチノライト	

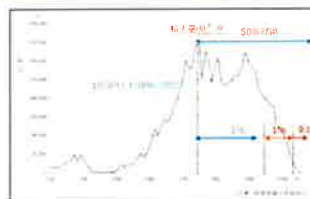
3-2 石綿の種類

石綿の原綿及び顕微鏡写真

	原綿	光学顕微鏡写真	電子顕微鏡写真
クリソタイル			
アモシブ			
クロセリブ			

4. 一般建築物石綿含有建材に関する規制の変遷

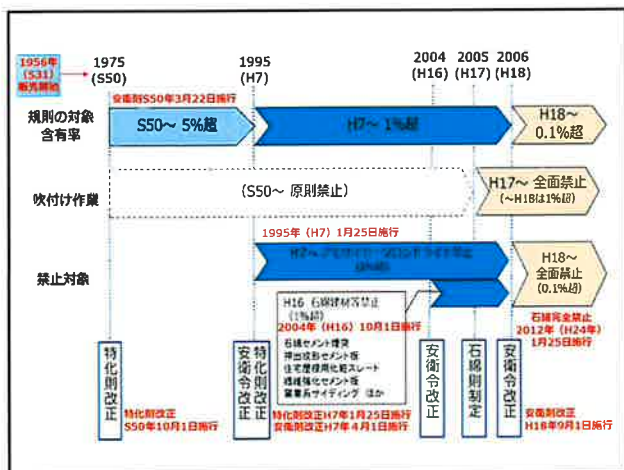
石綿は多くのメリットを有していることから、長い期間、多岐にわたって利用され、大半は建築物の建材に使用された。1960年代の高度成長期以降の建築物の高層化や拡大に伴い石綿の輸入量は1975年頃ピークを向かえた。それらの建物は、50年以上を経過し老朽化しており、今後石綿を含む建築物の解体工事は、2030年頃にピークを向かえると言われている。



1970年代石綿の輸入量のピーク時から50年が経過し、劣化等が要因で解体時期を迎える多くの建築物に石綿含有建材が使用されている。解体のピークは2030年頃と言われている。

法令の改正で石綿を糞（含有率）変更
1975年特化則改正で石綿の有害性を認め
学校関係等の石綿除去が開始される。
1975年～1995年（平成7年1月） 5%
1995年～2006年（平成18年9月） 1%
2006年～現在 0.1%
2012年石綿製品の全面禁止まで使用された

石綿輸入量の推移(例)



5. 労働安全衛生法その他関係法令の改正ポイント

改修・解体工事をする場合事前調査の実施が法令化されました。石綿に係わる法令は、安全衛生法・大気汚染防止法等が大きく改正され、令和4年4月1日以後の解体工事や改修工事を行う場合は着工前に石綿の含有の有無を明確するための事前調査が必須となり、労働基準監督署（安衛法）と自治体（大防法）へ石綿事前調査結果報告の義務が追加施行された。

解体工事や改修工事を実施する場合は、工事対象部分のすべての範囲で石綿の調査を実施し、すべての建材に対しての石綿の含有の有無を確認する義務がございます。

令和5年10月1日以降に着工する工事は、石綿事前調査の実施者は有資格の要件が追加施行されます。

（資格者：特定・一般建築物石綿含有建材調査者及び同等以上の知見を有する登録されたアスベスト診断士）

5-2 労働安全衛生法その他関係法令の改正ポイント

石綿を含んだ建材が有る場合はどうするのか？

提出された石綿事前調査結果報告書を基に、現場の石綿作業主任者が作業計画書を作成しなければ石綿関連等の作業はできません。石綿の区分や作業方法に応じ石綿作業届出が必要となります。



作業を行う場合は、石綿作業主任者を配置し、全作業員が石綿業務特別教育の受講者であり、石綿健康診断を受診しなければなりません。適切な保護具、湿潤化、飛散防止対策が必要です。

調査結果報告書は、作業現場に保存義務があり、改修や解体工事の作業員のばく露防止や地域環境への飛散防止に努めなければならない。

5-3 労働安全衛生法その他関係法令の改正ポイント

＜建築物の事前調査に係る改正のポイント＞

①事前調査(書面調査及び目視調査)の方法の明確化

石綿事前調査は、設計図書等の文書を確認する書面調査、及び、現地で書面調査と建築物の差異が無い目視調査、書面調査と目視調査で石綿含有が不明な場合は、分析調査を実施し石綿含有の有無を確認しなければいけない。

石綿含有建材とは、住宅の屋根・外壁・軒天・水回り・内装壁・壁紙・床材・中木など多くございます。石綿の販売が開始された昭和31年(1956年)から平成18年(2006年)9月までの建築材については石綿含有の可能性あります。



5-4 労働安全衛生法その他関係法令の改正ポイント

＜建築物の事前調査に係る改正のポイント＞

②分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用

事前調査では、石綿等が使用されているものとみなして法令に基づく措置を講じれば、分析調査は行わなくてもよいとする規定が吹付け材にも適用となった。

③事前調査を行う者の要件の新設(2023年10月1日施行)

事前調査を行う者の要件は以下の者

- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 特定建築物石綿含有建材調査者
- 日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- 一戸建て等石綿含有建材調査者



④分析調査を行う者の要件の新設

分析調査を行う者の要件は、厚生労働大臣が定める資格者に行わせなければならない。

5-5 労働安全衛生法その他関係法令の改正ポイント

＜建築物の事前調査に係る改正のポイント＞

⑤事前調査及び分析調査の結果の記録等

事前調査及び分析調査を行った場合は、の記録を作成し、作業場に備え付け、調査を終了日から3年間保存しなければならない。

⑥事前調査結果等の届出制度

事前調査の結果等を電子システムにより、工事開始前までに安衛法(労働基準監督署)と大防法(都道府県等)に報告しなければならない。



- ① 解体工事：解体部の床面積の合計が80㎡以上の物件
- ② 改修工事：請負金額(材料・工事費)が税込100万円以上の物件
- ③ 特定工作物：請負金額(材料・工事費)が税込100万円以上の解体改修工事
- ④ 船舶工事：総トン数が20t以上の船舶(鋼製)の解体又は改修工事

6-1 解体・改修工事の現状

石綿含有建材調査対象となる建築物の全体像
障害リスクの観点から優先度を検討



6-2 解体・改修工事の現状

石綿事前調査の現状

労基と市町村は提出された石綿の事前調査結果報告書の記載内容について妥当性を検証し必要に応じて現場視察を実施。

●監督官庁の現場確認時のチェックポイント（強化事項）

- ①事前調査報告書の現場保管状況の確認・指導の徹底
- ②石綿関連工事の作業計画書の確認徹底
- ③石綿工事の届出書の確認徹底
- ④現場掲示物の確認（石綿事前調査の表示）の徹底

●現場確認の講評（令和4年8月30日直接罰発令 大阪労基）

- ①石綿事前調査が実施無し。（金銭的な理由・一定規模以上はしなくてよいのだと思ったという勘違い、木造だから無いという勘違い等）
- ②改修・解体工事の範囲において建材の全数・全室が網羅されていない。
- ③事前調査結果の無含有判定の根拠が明らかでない。
- ④現場において石綿事前調査結果報告の表示の確認ができない。

今後説明会実施や指導の徹底を図る計画である。

6-3 解体・改修工事の現状

石綿事前調査の金額と期間

事前調査は解体・改修工事の着工前までに全ての範囲における全ての建材を対象とし事前調査を実施、また、報告書を作成しなければなりません。

①金額

調査する建築物の規模や使用されている建材の種類等にもよりますが小規模の建物では10万円～、大規模の建物については数百万円の規模となります。また、目視調査で石綿含有が不明の建材は分析判断の必要があり5万円/1検体が別途必要となります。

②必要納期

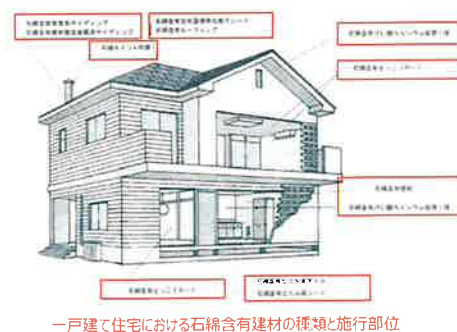
石綿調査の調査期間は、書面調査～目視調査まで規模に応じて変更はしますが約1か月程度が必要です。特に分析判断する場合はこれまで2週間と言われていましたが現在では、約1か月ほど必要とする場合がありますので早目の段取りが必要でございます。

③報告書の構成

報告書は表紙、調査結果概要、目視調査総括表、目視調査個票、写真集、その他無含有証明書などから構成されています。

6-4 解体・改修工事の現状

石綿の含有建材はこんなところがございます。



7 電子報告システムについて

事前調査結果報告システムについて

事前調査結果報告は電子報告システム利用。（紙提出も可）

電子報告システムを利用すれば1回の操作で労働基準監督署（安衛法）と自治体（大気汚染防止法に基づくもの）に対して自動的に同時に実施される。



石綿事前調査結果報告システムの利用にはGbizID（Gbizプライム・Gbizエントリー）の2種類があり、あらかじめ取得が必要です。GbizIDの手続きはURL <https://gbiz-id.go.jp/top/>等から取得手続きを行う。

令和4年4月に石綿に係わる関係法改正は、今後、石綿を含有する建築物の解体・改修工事の増加が予測されていることから徹底を図る為に施行されました。各改修現場や解体工事の現場においては、石綿の事前調査を実施し、石綿の含有の有無を識別する事で、労働者や地域住民に多発する、石綿粉じん暴露等が原因で発症する石綿疾病から身を守ることが大変に重要であります。

今一度、石綿の危険について認識を頂き、適切な石綿対策が徹底されますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。